平成２４年（フ）第３１０３号
群馬県太田市東別所町427―25、開始決定時の住所千葉県市川市新田３丁目11―22―203
破産者　高松　誠造
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１０４号
東京都渋谷区本町６丁目１－１―103
破産者　山川多榮子
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２２９号
東京都江戸川区上篠崎３丁目９―11―303　キャピタル３
破産者　畑本　英行
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１号
静岡県御殿場市保土沢1034番地の４
破産者　株式会社ヤマモト
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１４号
茨城県北茨城市関南町神岡下419番地の１
破産者　有限会社銭谷
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第５１号
さいたま市南区別所６丁目13番13号
破産者　株式会社リッツ
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７１号
埼玉県川口市赤井１丁目33番11号
破産者　金子エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５０２号
千葉県我孫子市湖北台１丁目18番２―401号
破産者　茂木　喜輔
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５０３号
千葉県我孫子市湖北台１丁目18番２―401号
破産者　茂木　直美
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９０１号
千葉県柏市藤心２丁目２番５―302号
破産者　田村　秀行
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９５０号
千葉県松戸市松飛台29番地11
破産者　株式会社Ｍ．Ｓコミュニティーダイニング
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２８号
静岡県沼津市東椎路865番地の２、開始決定時の住所静岡県沼津市双葉町８番５号
破産者　宮代きよ江
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５４５号
静岡県田方郡函南町平井80番地の１、破産手続開始決定時の住所静岡県沼津市下香貫柿原2806番地の４
破産者　鈴木　理恵
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５４７号
静岡県伊豆の国市南江間1594番地
破産者　渡邉　勝之
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５４８号
静岡県伊豆の国市南江間1594番地
破産者　渡邉三世子
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３号
茨城県高萩市高浜町３丁目62番地の25　東荘１号
破産者　宇梶　好久
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１５号
茨城県北茨城市磯原町磯原1630番190ロイヤルハイツ205号室、住民票上の住所茨城県北茨城市関南町神岡下419番地の１
破産者　銭谷　　忠
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１３７３号
埼玉県上尾市大字平方1603番地１　ファミーユ101、前住所埼玉県上尾市大字平方1687番地10
破産者　星　　功一
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４２０号
さいたま市岩槻区日の出町２番42―２号、破産手続開始時の住所さいたま市岩槻区大字岩槻6764番地５
破産者　遠山　直孝
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８７９号
さいたま市北区本郷町453番地グリーンハイツＡ301、破産手続開始決定時の住所さいたま市北区本郷町1420番地ロイヤルコート305
破産者　清水　　清
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係